

「空き家×交流」～空き家活用コンペティション事業～

応募要領

募集期間：平成30年6月1日（金）～7月31日（火）

（応募受付期間：平成30年7月20日（金）～7月31日（火）必着）

山口市定住促進課（山口総合支所3階）

TEL：083-934-4646 FAX：083-934-2702

E-mail：teiju@city.yamaguchi.lg.jp

1 事業趣旨

空き家は、適正な管理がされていないと近隣の生活環境の悪化を招くだけでなく、地域コミュニティやまちの活力の低下に繋がります。しかしながら、空き家を有効に活用することにより、地域外からの移住の受け皿となったり、その地域の資源を活かした新たな事業展開の場ともなり得ます。

本事業は、本市にある空き家を優れた地域資源として活用し、新たな交流を創り出す場とすることで、そこでの様々な出会いによって山口市の魅力を感じていただき、移住定住の促進及び地域の活性化を図るものです。この事業から新たな空き家の利活用のモデルが多く提案され、市民の皆様が空き家について考えるきっかけとなっただけならばと期待しています。

2 募集概要

(1) 募集の内容

空き家又は空き店舗を活用した新たな交流を創り出す提案を求めるコンペティションを実施します。優秀賞2点の表彰を行い、提案内容を実現するために必要な経費の一部、最大150万円（補助率2/3）を助成します。（※補助名称：空き家活用モデル事業補助金（以下「本補助金」という。））

提案の内容は、次のいずれも満たすものを対象にします。

- ① 山口市内の空き家又は空き店舗を活用すること。
- ② 市外県外からの交流人口の増加に繋がる取組であること。
- ③ 山口市ならではの地域の魅力発信、コミュニティの形成、地域経済の活性化に資すること。
- ④ 本補助金のほかに、山口市、国、県及びそれらに準ずる団体から補助金を受けていないこと。

■事例

- ・外国人や移住希望者等を対象にしたゲストハウス
- ・地域の魅力を活かしたコミュニティカフェやギャラリー
- ・域外の人と地域の人が交流できるコミュニティスペース
- ・山口市の食材を使ったシェアキッチン など

(2) 事業期間

本補助金の交付決定の日から平成31年3月17日（日）までに終了すること。

(3) 応募資格

次のいずれの要件も満たす個人又は団体を対象にします。

- ① 3年以上継続して事業を実施する意思があること。
- ② 社会貢献等の目的を持って事業を実施しようとする事。
- ③ 政治活動及び宗教活動を目的としないものであること。
- ④ 市税の滞納のないこと。
- ⑤ 暴力団又はその傘下組織ではないこと。
- ⑥ これまでに本補助金を受けていないこと。

(4) 対象の物件について

事業で活用する空き家又は空き店舗は、下記のすべての要件を満たす物件とし、申請者自身で準備してください。



- ① 本市の区域内に存する空き家又は空き店舗であること。
- ② 現に人が居住せず、原則として1年以上使用していないこと。
- ③ 空き家の場合には、戸建て又は長屋建て住宅（住宅以外の用途を兼ねるものを含む。ただし、重層長屋を除く。）であること。
- ④ 本補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）に、現に着手していないこと。
- ⑤ 補助対象工事と同一の箇所の工事に対して、国又は地方公共団体からの補助を受けていないこと。
- ⑥ 国又は地方公共団体が所有するものでないこと。
- ⑦ 不動産業を営む者又は同等と認められる者が所有又は管理していないこと。
- ⑧ 交付対象物件の所有者が事業を理解し、申請者が補助金の交付決定後速やかに補助対象工事に着手し、及び本補助金の交付後3年以上継続して交付対象物件を使用することを約していること。

(5) その他の条件

- ① 本市又は関係機関の取材について協力すること。

3 選考について

(1) スケジュール

年月	スケジュール	
平成30年 6月 ～7月	募集 応募相談 応募受付	応募要領・応募用紙をホームページにて掲載 6月1日(金)～7月31日(火) 7月2日(月)～7月18日(水) 7月20日(金)～7月31日(火)必着
8月	一次審査(書類審査) 審査結果の通知	8月上旬 8月上旬 一次審査結果通知
9月 平成31年 3月	二次審査(プレゼンテーション) コンペ受賞者の発表 補助金交付申請手続き 改修事業の実施  交流事業の実施  補助対象事業完了 完了報告 補助金交付請求	9月上旬 9月中旬 受賞者の発表 交付決定通知書受取 ※通知書を受取ってから、事業に着手できます。 3月17日(日)までに事業を完了する必要があります。 補助金額確定通知書受取 補助金の交付

(2) 審査方法

- ① 一次審査 書類審査にて行います。
- ② 二次審査 公開プレゼンテーションを踏まえ審査を行います。なお、公開プレゼンテーションは、一次審査の書類審査を通過したものを対象とします。公開プレゼンテーションの時間は、約 20 分（質疑の時間を含む。）を予定しています。

(3) 審査基準（案）

以下の基準において、総合的に判断します。

【適格性】 提案内容の基本的な考え方が、本市の抱える人口減少や人口構造の変化に伴う様々な課題について理解したものとなっているか。また、市外県外からの交流人口の増加に繋がる取組であるか。

【公益性】 地域の活性化に寄与するものか。地域課題等の解決に効果があるか。市民に広く周知するものとなっているか。

【実現性・継続性】 予算案と事業内容の整合性が取れ、実現すると見込まれているか。3年以上事業を継続する見通しがあるか。

【先駆性】 提案内容が今後の展開を期待できるものか。先進的なものとなっているか。

【費用対効果】 コストと効果のバランスは適正なものか。

【地域との融和性】 事業を実施する地域との融和性は取れているか。

4 応募書類について

(1) 申請書類

以下の応募書類を作成し御提出ください。なお、様式は山口市移住情報ウェブサイト「すむ住む山口」中の下記のURLからダウンロードして御使用ください。

<http://www.sumusumuyamaguchi.jp/>

① 応募申請書類

	書類名	内容	様式
1	表紙	事業名、申請者名等	第1号様式
2	申請書	申請者の連絡先、事業に携わるメンバー、これまでの活動実績等	第2号様式
3	活用する空き家の概要書	空き家の所在地・基本情報	第3号様式
4	同意確認書	空き家の所有者の同意※	第4号様式
5	誓約書	申請者の誓約書	第5号様式

※建築物と土地の所有者が異なる場合は、両方の同意確認書を提出してください。

② 企画提案書類

	書類名	内容	様式
1	提案書	事業の目的、事業内容、管理・運営体制、付近見取図、提案図面などを、図面、図、写真等を用いて記載して下さい。	第6号様式
2	スケジュール	事業のスケジュール	第7号様式
3	収支計画書	事業の収支計画書(想定)※	第8号様式

※改修事業と交流事業それぞれ記載してください。

※付近見取図については、応募段階で空き家の所在地が特定されることに問題がある場合は、所在地がわからないよう加工されても結構です。

③ 添付書類

	書類名	内容	様式
1	空き家の所有者を認証するための書類	固定資産課税明細書(毎年4月中旬に市役所から送付)の写し又は、固定資産税課税台帳記載事項証明書(市役所で交付)	—

2	改修事業に係る見積書	第8号様式に記載する根拠となる見積書	—
3	改修工事設計図等		—
4	空き家の写真	空き家の全体、空き家の内利用を予定しているスペースなど	—

(2) 応募方法

- ① 応募相談 応募される前に、応募書類の書き方などについて、質問や相談を受付けます。(電話、E-mail、FAX 可)

相談期間：平成30年7月2日(月)～7月18日(水)

9時～17時(土日祝は除く)

- ② 応募受付 申請書類一式を期限内に下記の場所まで御持参ください。郵送も可としますが、その場合は配達証明でお送り下さい。なお、応募期間の最終日は、17時までの必着とします。また、E-mail、FAXによる応募は受けません。

(ア) 注意点

- ・御提出いただいた書類は返却いたしません。
- ・御提出後、書類内容の訂正はできません。
- ・受付時に申請書類に大きな不備があった場合、受付できないことがあります。

(イ) 受付場所

山口市地域生活部定住促進課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号(山口総合支所3階)

TEL：083-934-4646

5 補助金「空き家活用モデル事業補助金」について

優秀賞2点の提案事業に対して、提案内容を実現するために必要な経費の一部を最大150万円（補助率2/3）助成します。補助対象経費は、空き家又は空き店舗の改修工事の経費である「改修事業」と、新たな交流を創り出す事業を実施するための経費である「交流事業」とし、詳しい補助内容等については、以下のとおりです。

補助額：改修事業＋交流事業＝最大150万円（補助率2/3）

（1）補助対象経費

① 改修事業（空き家又は空き店舗の改修の補助対象工事等）

- （ア）補助対象建築物に係る設計・監理費
- （イ）台所、浴室、洗面所及び便所の改修費
- （ウ）給排水、電気及びガスの設備の改修費
- （エ）内装の改修費（壁紙、床の仕上げ等）
- （オ）外装の改修費（屋根、外壁等）
- （カ）耐震性を向上させる工事費（土台や柱等の修繕など）
- （キ）交流事業を実施するうえで必要となる造作工事費
- （ク）交流事業を実施するうえで必要となる外構工事費
- （ケ）家財道具等の撤去費
- （コ）その他、市長が必要と認めるもの。

※施工業者は市内に事業所等所在地を有する法人、又は市内に住所を有する個人事業者であること。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りではありません。

※申請者が自ら施工する場合は、材料費及び専門工事に関するの専門工事者への委託に関する費用を、補助金の対象経費とします。

【対象とならない経費】

- ・売買契約又は賃貸契約に関する仲介料、敷金、礼金等
- ・火災保険料等
- ・建築物の維持管理費等
- ・自らが改修工事を行う場合の工具類の購入費

② 交流事業（交流事業を実施するための補助対象経費）

- （ア）報償費：講師謝礼等

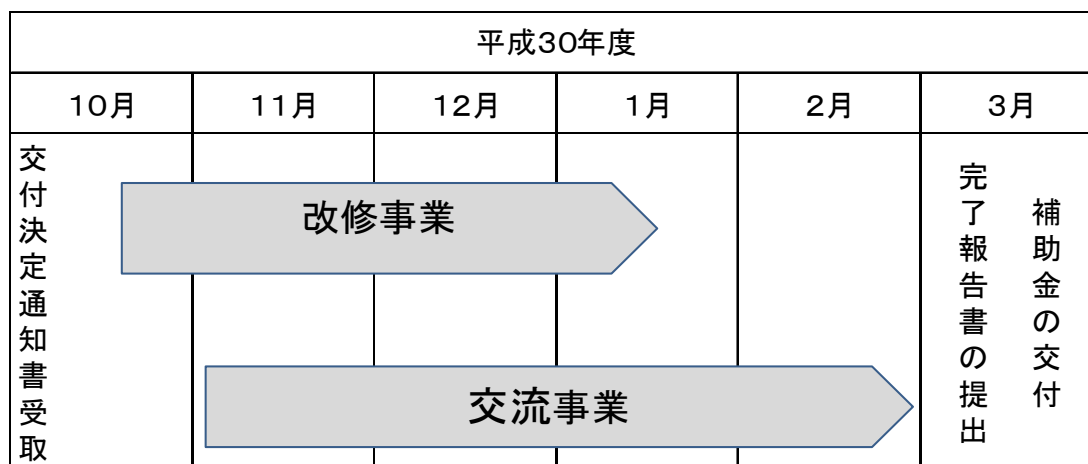
- (イ) 旅費：費用弁償（講師等の招致等）
- (ウ) 消耗品費：その性質や形状が、短期間又は一時の使用によって消費されるもの又は損傷する物品の購入
- (エ) 印刷製本費：印刷及び製本を依頼するために要する経費
- (オ) 修繕料：備品の修繕、部品の取替等本体の維持管理、原状回復のための費用
- (カ) 通信運搬費：郵便料、電話料、インターネット使用料等
- (キ) 広告費：テレビ、ラジオ、新聞等に広告するのに要する経費
- (ク) 委託料
- (ケ) 施設等借上料
- (コ) 備品購入費：その性質や形状を変えることなく、比較的長く（2年以上）使用し、かつ保存できる物品購入経費

【対象とならない経費】

- ・事業目的に直接関係のない経費は、補助対象経費から除くものとします。

(2) 補助金交付の流れと事業実施時期

「補助金交付申請書」に必要な書類を添付し、提出していただいた後に、審査後、「補助金交付決定通知書」を送付します。通知書を受け取った後、改修事業、交流事業に着手できます。交付決定通知書の送付は、10月上旬には行う予定です。また、すべての事業が終了した後、速やかに「完了報告書」と必要な書類を添付し提出していただきます。審査後、「補助金額確定通知書」を送付します。通知書を受け取った後、「補助金交付請求書」と必要書類を添付し提出していただきまして、補助金を支払います。よって、一旦全額を、申請者で負担していただく必要がありますので、御注意ください。なお、負担が難しい場合は、「補助金交付申請」を行う前に、申し出て下さい。



※詳しくは、補助金交付要綱を御覧ください。

問合せ窓口

山口市地域生活部定住促進課（山口総合支所 3 階）

担当：植村・田中

〒753-8650 山口市亀山町 2 番 1 号

TEL : 083-934-4646 FAX : 083-934-2702